

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年7月13日 政策調整会議	
開 催 日 時	平成27年7月13日（月） 午前9時15分～午前10時55分	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	<p>神田市長公室長、重岡危機管理監、清水総務部次長兼課税課長（上野総務部長代理）、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、渡辺学校教育部次長兼教育総務課長（嶋学校教育部長代理）、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長</p> <p>（担当課1）</p> <p>又賀政策企画課専門員兼政策企画係長</p> <p>（担当課2）</p> <p>菊島障害福祉課長、大高同課長補佐、同課障害給付係油井主査、同課障害福祉係鈴木主任</p> <p>（事務局）</p> <p>関口政策企画課主幹兼課長補佐、同課政策企画係濱野主事</p>	
会 議 内 容	<p>1 朝霞市総合計画条例について</p> <p>2 朝霞市日本手話言語条例について</p>	
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝霞市総合計画条例の概要</li> <li>・朝霞市日本手話言語条例の概要</li> </ul>	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 朝霞市総合計画条例について

【説明】

（担当課 1：関口）

前回の政策調整会議において、指摘を受けた訂正点について説明する。

また、指摘をいただいた部分以外についても、再度人権庶務課文書法規係と調整を行い、訂正した部分もあるので合わせて説明する。

第 1 条は、文書法規係と協議を行い、文言の調整をした。なお、この条文に言う市民とは、特に定義していないが、市内在住、在勤、在学の方と認識している。

第 2 条は、実施計画の定義がなされていなかったため、追加した。

第 3 条は、文書法規係との調整により、文章の訂正を行った。

第 7 条は、基本構想又は基本計画を「基本構想等」とし、第 8 条において、従前、総合計画となっていたものを「基本構想等」に変更した。これは、総合計画を基本構想、基本計画、実施計画の 3 本柱と定義しており、審議会での所管を基本構想と実施計画に限ることから、表現の訂正を行った。

第 11 条は、委員の任期を基本構想策定まで、または変更する日までとした。具体的には、基本構想と基本計画が市長決裁を得て、正式に確定する日までを任期とするものである。

最後に経過措置は、前回の指摘を受け、廃止される朝霞市総合振興計画審議会と朝霞市総合計画審議会との連続性を確保するために経過措置を設けるものである。

【意見等】

（島村生涯学習部長）

第 1 条の文章のつながりに同じ表現が繰り返し使用されており、少々表現がくどくなっているが文書表記上、問題ないのか。

（担当課 1：関口）

「もって」という言葉が、前段の達成手段を受けて、さらに高次の目的を定める文言の使い方である。そのため、少々くどい表現に見えるが、各手段をそれぞれ並列で書き並べているため、問題はない。

（澤田都市建設部長）

現在策定中である、第 5 次総合計画の構成は、第 1 章で現状と課題の分析が行われ、第 2 章で基本構想となっているが、この条例で言う基本構想とは、第 2 章の部分だけでよいのか。

また、条例の第 2 条（1）で総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で定義されているが、第 1 章はどの部分に当てはまるのか教えていただきたい。

（担当課 1：又賀）

基本構想は、第 2 章の部分だけである。第 1 章は、基本構想を導き出すための情報と

して捉えていただきたい。

(澤田都市建設部長)

それでは、この条例上の定義で言う総合計画の内容に第1章は当てはまらないということでしょうか。

(神田市長公室長)

章立て全てが総合計画であり、そのうち分けて考えれば、第2章が基本構想の部分に当たるということである。

(澤田都市建設部長)

では、第1章も第2章もこの条例で言う基本構想と理解してよいか。

(神田市長公室長)

事務局は、どこまで議会の議決を経ると考えているのか。

(担当課1：又賀)

第2章を考えている。基本構想だけ示すのではなく、なぜこのようになったのかという経緯を説明するため、前提となる情報を総論として、第1章にまとめた。

(神田市長公室長)

手続き上、年度途中で変更が生じ、議決を経ることをそもそも予定していない。ただ、実際に議決後、文言上の修正が発生することも考えられる。さらに言えば、基本構想の前段で説明している社会的な分析については、社会情勢の変化に伴い変化することが考えられるので、第1章も議決を経ることになると、条件が変わった際に時点修正が必要になってしまう。そのため、基本構想となる第2章を議決事項として考えている。

(藪塚健康づくり部長)

条例第9条第2項第2号において、市の執行機関の委員とは、具体的にどこの機関を想定しているのか。

(担当課1：関口)

今回は、教育委員会委員と農業委員会委員を委員として定めていたが、次回の策定期間に必要とされる委員を選定することから、現在のところ、想定している機関はない。

(藪塚健康づくり部長)

次回の審議会はいつ頃を考えているのか。

(担当課1：関口)

次回の審議会は、後期基本計画を策定する時期に開催を予定している。

(内田監査委員事務局長)

第3条第3項において、「総合計画」という表現だと、第2条の定義より、基本構想、基本計画及び実施計画が含まれる。実施計画は、市民からの意見を踏まえているものではないので、この中に含めてしまって問題ないのか。

(澤田都市建設部長)

基本構想と基本計画に留めたほうがよいのではないかと。

(担当課1：関口)

指摘のとおり、基本構想と基本計画に留めることとする。

(木村議会事務局長)

第7条で「基本構想等」という表現を使い、第4条で「基本構想」を使うと、表現が混在して、分かりにくいので、「基本構想」と「基本計画」を分けて使用してはどうか。

(担当課1：関口)

文書法規上の問題であるので、内田監査委員事務局長及び澤田都市建設部長からの指摘を踏まえ、人権庶務課と調整を行う。

#### 【結果】

一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

#### 【議題】

### 2 朝霞市日本手話言語条例について

#### 【説明】

(担当課2：大高)

聴覚障害のあるろう者が使用する日本手話が、言語であるとの認識に基づき、日本手話を使用して安心して暮らすことができ、広く市民が日本手話への理解を深め、互いに地域で支え合う朝霞市を目指し、この条例を制定することとした。

日本手話が言語として認められてこなかったことから、日本手話を使用するろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることに困難を抱え生活してきた。

日本手話が言語であるとの認識に基づき、互いに地域で支え合う朝霞市を目指し、条例を制定する。

日本手話に対する市の責務、市民、事業者、手話通訳者の役割等を定め、日本手話に対する理解の促進、普及その他環境の整備に関し必要な措置を講ずることにより、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

「日本手話」とは、手、指、体、顔の部位等の動きによりその文法を表現する言語のことを定義とする。

権利として、市民は、日本手話を使用する権利を有し、その権利は尊重しなければならない。

市の責務として、市は、日本手話を普及させる責務を負う。

市民の役割として、市民は、権利に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

事業者の役割として、事業者は、日本手話を使用する市民が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

手話通訳者の役割として、手話通訳者は、日本手話を使用する市民の意思を尊重した通訳を行い、権利に対する市民の理解の促進及び日本手話の普及に努めるものとする。

市長は、市の責務を果たすため、施策の推進方針を策定するものとする。推進方針は、以下のとおりとする。

日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策。日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策。日本手話を意思疎通の手段として使用することができる環境整備のための施策。手話通訳者の要請及び確保のための施策。その他必要な施策である。

施策の推進方針は、障害者のための施策に関する市の基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。

市長は、推進方針を定めるときは、朝霞市障害者プラン推進委員会、日本手話を必要とする市民、手話通訳者その他の関係者の意見を聴くものとする。

施行期日は、平成28年4月1日を予定しており、議案の上程は、平成27年第3階市議会定例会を予定している。

### 【意見等】

(田中会計管理者)

第6条で事業者の役割について説明しているのに、第1条には、「事業者」という表現が出てこない。第1条の「役割」の後に「等」が使われているが、「市民」の後に「等」を付ければ、事業者も含まれることから、「等」を付ける位置が違うのではないか。

(担当課2：菊島)

「役割等」の中には、「事業者の役割」も含まれている。法制執務上、問題ないと考えますが人権庶務課と再度、調整する。

(佐藤水道部長)

参考資料に、「みんなの手話」という言葉は出てくるが、「日本手話」という言葉はない。「日本手話」と限定して問題ないのか。

東京都、埼玉県、千葉県で、これらの条例を制定している自治体がないが、これを制定した場合、画期的な取組みであるのか。

(担当課2：大高)

県内他市の状況として、富士見市と三芳町が共同で12月議会での制定を目指して取組みを進めている。埼玉県は、現在のところ制定に向けた取組みは行っていない。

(担当課2：菊島)

先天的ろう者（生まれつき耳の聞こえない方）は、伝統的に日本手話を使ってきた。中途失調者は、先に日本語を言語として獲得しているので、日本語に手話的な動きを付けている方もいる。それらは、手話とは認められず、手指日本語と言われる場合もある。定義を曖昧にして混乱を避けるため、本市の場合は、「日本手話」を言語として位置付けたいと考えている。

(三田福祉部長)

今まで、市の施策で行われてきた手話講習会などは、「日本手話」と呼ばれるものであり、手話通訳と呼ぶものは、日本手話通訳者ということであった。講習会も日本手話講習会と位置付けるべきであったが、そういう位置付けをしてこなかった。どこの市町村も同様である。そういう流れの中、手話言語法がなかなか制定されない状況であったが、市議会でも条例制定に向けての請願が通ったこともあり、まずは、条例制定に向けて進める流れができてきている。

本市の場合は、「日本手話」と明確にするので、手話言語法制定前の状況では、一步踏み込んだ形であり、画期的である。

ろう者や当事者団体の方たちと話し合う中で、ただ単に「手話」という言葉ではなくて、「日本手話」と明確に定義してもらいたいという申し入れもいただいているので、このような定義とした。決して、他の手話を使っている人たちを排除するものではない。

まず、市で取り組むには、日本手話の通訳者を増やす、日本手話の講習会を増やすといったことを、明確化していきたい。

(澤田都市建設部長)

日本手話のシェアはどれくらいか。

(担当課2：大高)

障害者白書の統計によれば、手話を利用する聴覚障害者の割合は、14.4パーセントである。しかし、その中で、日本手話に限った数字はわからない。

(重岡危機管理監)

条例を定めることによって、施策の中で何に配慮しなければならないのか。

(担当課2：大高)

市が実施する講演会や催し物の際に、手話通訳者を必要としている人がいてもいなくてもつけていただきたい。

(担当課2：菊島)

職員にも手話を覚えていただきたい。議会に関して言えば、本会議場に手話通訳者を置いていただきたい。

(木村議会事務局長)

市の推進方針が掲げられているが、議会側との関係、絡みは何を想定しているのか。

(担当課2：菊島)

市の条例であり、市全体に関わってくることなので、市長部局、それ以外の執行機関及び議会についても施策の推進に携わっていただきたい。

(三田福祉部長)

予算の絡みが出てくるので、予算の範囲内で取り組んでいただきたい。当面は、必要がある場合のみ対応となると考える。

(神田市長公室長)

言葉というのは、いつでも自由に変化していくものという前提であるが、当事者がろう者なので、それを大事にする理由から条例制定を目指していることを理解している。

日本語も地方によって、方言がある。日本手話は、方言についてどの様に対応しているのか。

また、ろう者に対してのコミュニケーション方法として、要点筆記や点字など、手話以外にも色々あるが、この条例では、日本手話しか定義していないが問題ないのか。

(担当課2：菊島)

日本手話も地方によっては、方言的な使われ方もあるので排除するものではない。

コミュニケーション全般を捉えると、要点筆記や点字などが含まれるが、本条例は、言語として定めるものであることから、言語として「日本手話」を定めたい。

(澤田都市建設部長)

ろう者とのコミュニケーションツール全般について、まずは条例化して、施策を推進していくべきではないかと思う。なぜ、いきなり日本手話だけ言語化する話になったのか教えていただきたい。

(三田福祉部長)

要約筆記や点字は、いわゆるツールである。日本手話は言語であり、日本語と同じ位置付けである。現在、ろう者が求めているのは、今までなかなか認められなかった、日本手話を言語として認めてもらいたいということである。日本語の代わりに色々と道具を作っていたけど、無理やり口語を覚えさせられるといった歴史があるが、自分たちの間での言語として、日本手話を使ってきたので、改めて整備していただきたいということである。日本手話について法律化してもらいたいが、それができないから、先ずは、条例化をしていただきたいという要望により、今回の整備に至った。

(内田監査委員事務局長)

第4条で市の責務について、第5条から第7条までは、それぞれの役割について定めているが、責務なら責務、役割なら役割で統一した方がよいのではないか。

また、第3条で権利について、定義されているが、後段部分は第5条の役割の中に入れ込んでしまえば必要ないのではないか。

(担当課2：菊島)

市は当然、責務として取り組む必要があることから、責務として定めた。市民や事業者については、責務までは負わせられないことから役割とした。

(三田福祉部長)

第3条の市民は手話を使う人も使わない人も全体を捉えている。第5条は、条例の対象となる市民として捉えている。権利を持っていることに対して、相手方の権利をどう捉えるかという視点が必要であるため、第3条には「尊重」という表現を使用した。

(澤田都市建設部長)

第2条の定義について、日本手話の定義はこれが正式な定義なのか。「日本語とは異なる文法体系を有する言語のことを言う」ということだけでは、日本手話に当たらない、他の手話等もあると思う。世界各国で使われている手話なども該当するのではないか。日本手話に限定されていない定義なのではないか。

(担当課2：菊島)

問題ない。

(藪塚健康づくり部長)

第5条から第7条まで、役割について、明記されているが、ろう者に対する役割がない。これは、市民の役割の中に含まれているのか。

それから、手話通訳者の役割が厳しく設けられている。手話通訳者は元々、理解がある方達なのに役割を厳しく定めた理由はなにか。

(三田福祉部長)

ろう者の役割を定めることは、日本語を使う人に日本語を使うに当たっての役割を求めることと同じである。よって、ろう者が手話に対する役割や責務を持つという考え方

が根本的にない。

手話通訳者の役割は、ろう者にとって、日本手話が唯一の言語であり、それがないと仲立ちができないことから、それなりの責務を負ってもらうことにした。ろう者同士の会話ではなく、ろう者と健常者の間の通訳であるから、ろう者の権利も何も分かっていない立場で物事を言われては困るためである。

(神田市長公室長)

先ほどから、通訳者という言葉でひとつの言葉になっているが、通訳をしようとする者は、尊重しなければならないという書き方が一般的であると考えます。通訳者となると、その資格や定義が必要となってくるのではないかと。

(三田福祉部長)

通訳をしようとする者は、市民の役割になってくる。手話通訳者になると、資格として認知されていかなければならない存在である。国家資格ではないため、手話通訳ができる者と考えていただければよい。

(担当課2：菊島)

本市で手話通訳者と言えば、手話通訳派遣事業から派遣している手話通訳者と理解できる。

(田中会計管理者)

本市の事業としてという捉え方でよいのか。条例は市全体にかかることなので、市が行っている事業は、こうだからと言うのであれば、条例化する必要があるのか。再度、整理したほうがよい。

(薮塚健康づくり部長)

ろうあ連盟のモデル条例の中には、ろう者の責務が定められているが、手話通訳者の役割は、定められていなかった。なぜ、このような作りにしたのか。

(担当課2：大高)

この条例は、当事者と手話通訳者の方及び市とで、ろうあ連盟が示すモデル条例を元にそれぞれの団体が案を持ち寄り、作成したものである。手話通訳者の役割は、モデル案の中にはなかったが、手話通訳者が自分たちの考えとして、入れてきた内容である。手話通訳者が責任を持ち、スキルも高めていかなければならないという思いから、この内容を採用した。

(澤田都市建設部長)

第6条で「市民が利用しやすいサービスを提供し、及び働きやすい環境」の「及び」は、必要ないのではないかと。

(担当課2：菊島)

法制執務上、問題ないと考えますが、再度、精査する。

(内田市民環境部長)

第8条で推進方針を策定するものとしてされているが、この条例の中に入れ込んでしまえばよいのではないかと。第4項に関係のない審議会から意見を聴くこととされているが、障害者プランなどがあるのだから、あえて方針を定める理由はないのではないかと。

(三田福祉部長)



具体例を示して、当事者に理解していただくため、また、障害者プランや障害者福祉計画に書かれている、手話に関する記述では、足りないと考えているため、方針を定めることにした。状況によっては、見直しがあることも考えられる。

(神田市長公室長)

今までの議論をもって、皆さんの理解が進んだと考えるが、次の3点については、再度、精査すること。

1点目は、第1条の「等」の使い方について、2点目は、第6条の「及び」の使い方について、3点目は、手話通訳者の定義について、それぞれ再度精査すること。

**【結果】**

- ・一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

**【閉会】**